

## 住民監査請求監査結果

### 第 1 監査の請求

#### 1 請求人

住所 備前市  
氏名 (略)

#### 2 請求年月日

令和 7 年 4 月 28 日

#### 3 請求の内容

##### (1) 措置請求書について

請求人提出の備前市職員措置請求書(以下「本件請求」という。)による請求要旨、請求理由及び措置要求は次のとおりである。

なお、請求人氏名等は省略し、令和 7 年 5 月 22 日の請求人陳述により一部訂正したほかは、原文のまま掲載している。

##### I、請求の要旨

- ①前備前市長は、令和 6 年 6 月議会で、美術館及び伝統産業会館の指定管理について、備前市芸術文化振興財団を、令和 6 年 8 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの指定管理者とする基本協定並びに、同財団への令和 7 年度・8 年度の継続費として、新美術館(本館)分 1 億 724 万円、伝統産業会館(別館)分 9,960 万円の債務負担行為の予算議決を行った。
- ②美術館及び伝統産業会館の指定管理について、従前から伝統産業会館の指定管理者であった備前焼陶友会と十分な協議を行うことなく、また、選考方法も公平性を欠く随時契約で、備前市芸術文化振興財団への指定管理者協定を強行した。
- ③美術館及びに美術館別館の指定管理基本協定による予算執行の差止め、並びに市は備前市芸術文化振興財団に対し、令和 6 年度指定管理料の返還を求め、令和 7 年度・8 年度の継続費、新美術館(本館)分 1 億 724 万円、伝統産業会館(別館)分 9,960 万円の債務負担行為の予算執行の停止を求める。

##### II、請求者

(略)

##### III、請求の説明及び事実証明

###### 監査請求の説明-1

- ①吉村武司前備前市長は、新築中の美術館及び新美術館別館(旧伝統産業会館)の指定管理について、伝統産業会館の従来の指定管理者・備前焼陶友会(開館以来

の委託者)との間に、十分な協議や公正公平な選考を行わず、備前市芸術文化振興財団との間で基本協定を行った。

- ②新美術館は、令和6年度には建築中であり、完成・竣工（開館）は、令和7年8月頃の予定であり、その間の指定管理の必要性はない。令和6年8月1日～共用開始までの指定管理は違法支出である。
- ③吉村市長の任期は、令和7年4月23日であり、市長選での結果を待つことなく、令和7年4月24日からの次期市政担当者の職務権限である令和9年3月31日までの指定管理契約及び令和7年度・8年度の継続費債務負担行為の予算執行は、越権行為であり無効である。

#### 監査請求の説明-2

- ①備前市芸術文化振興財団は、令和5年備前市から5,000万円の出捐金・運営補助金5,281万円・当財団設立負担金154万円等、1億円余円の助成金を受け設立された一般財団法人である。当財団の定款によれば、「地域に育まれた伝統工芸「備前焼」の振興に資する事業を行い、もって個性豊かで活力のある地域社会の発展に寄与する事を目的とする。」とされている。
- ②岡山県備前焼陶友会は、昭和27年備前焼関係者の融和、親睦のために備前陶工会、工芸会を統合、親睦団体の備前焼陶友会として設立、昭和45年岡山県備前焼陶友会に改称。昭和48年協同組合岡山県備前焼陶友会（理事長—中村才八）を設立。昭和50年財団法人岡山県備前陶芸会館設立（昭和50年/岡山県備前陶芸会館が完成）。昭和62年備前焼伝統産業会館が完成・開館後運営を委託されている。また、解体前の備前焼ミュージアムの前身の陶芸会館は、同会が建設し（財）岡山県備前陶芸美術館と改称され、平成27年6月備前市へ無償譲渡され運営が備前市に移管（令和6年解体）されるまで、備前市伝統産業である備前焼の伝承育成の殿堂として、自主運営を行っていた。また同会は、昭和58年第1回備前焼まつり（10月第3日曜日とその前日の土曜日）開催。以後、毎年に関く備前市最大イベントの実行員会中心団体として寄与してきた実績がある。
- ③新築中の備前市美術館の前身備前焼ミュージアムは、岡山県備前焼陶友会を中心に備前焼関係者及び商工会議所や市内経済団体の熱意により、船舶振興会の特別助成を受け、昭和50年陶芸会館として建設竣工・開館したものである。その後（財）岡山県備前陶芸美術館と改称、備前市伝統産業である備前焼の伝承育成の殿堂として、岡山県陶友会が運営管理してきた。平成27年6月備前市へ無償譲渡され、備前焼ミュージアムとして活用されてきた。備前市はこの程解体撤去し、その跡地へ新備前美術館として新築中である。
- ④備前焼伝統産業会館は、昭和57年備前焼が、伝統的工芸品に指定、瀬戸大橋竣工の観光振興策により、東備地区観光振興拠点として、備前市が昭和62年に建設し、4月15日開館。その後一部改修を行いつつ、陶友会によって、管理運営がなされてきた。善管注意義務を忠実に履行され、永年何の不都合もなく今日を迎えている。

- ⑤陶芸美術館・伝統産業会館は、表裏一体施設として、陶友会により運営・維持管理されてきた経緯は、前項で述べているが、その間昭和 31 年に金重陶陽先生が人間国宝に認定され、以後昭和 45 年藤原 啓・昭和 62 年山本陶秀・平成 8 年藤原 雄・平成 16 年伊勢崎 淳先生と認定された事をはじめ、昭和 42 年天皇・皇后陛下ご来幸での金重陶陽のろくろ実演、平成 12 年天皇、皇后両陛下への備前焼作品をご鑑賞、平成 13 年新総理官邸の陶壁、平成 16 年岡山県立図書館のレリーフ・同館陶板作製を作製、平成 17 年には岡山国体炬火台、参加賞への使用・岡山駅改修に伴う備前焼陶板の作製等々への貢献を通して、平成 21 年には「備前焼」が地域団体商標（地域ブランド）に登録など、備前焼陶友会による備前焼振興の活動拠点施設として運用されてきた。
- ⑥前市長吉村武司氏は、以上の様な経緯経過にも拘らず、新美術館別館（旧全灯産業会館）から、備前焼陶友会、観光協会（特産品売り場）との十分な協議や合意を得ないまま、新美術館別館の改修目的の為として令和 7 年 3 月に立退きを強要し実行した。

#### IV、監査請求の内容（監査請求を求める法的根拠について）

- 1、備前市長及び業者指名委員会は、指定管理者選定作業において、協同組合といえ永年備前市の芸術文化振興に寄与してきた備前焼陶友会の存在を無視し、公平な選考方法を採用することなく、随意に備前市文化芸術振興財団との間に指定管理協定書（契約書と解する）を取り交し、指定管理料を支払っている。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 1 号によれば、随意契約の予定価格について、今件の契約場合は、50 万円以下のものと解すべきであり、違反契約による支出である。
- 2、前市長の岡山県備前焼陶友会への補助金は、35 万円（伝統的工芸品の伝承と育成の為）、伝統産業会館指定管理料の令和 4 年・5 年度（各 147 万円・令和 6 年ゼロ査定）。一般財団法人備前市芸術文化振興財団に対する令和 5 年 1 億円余・令和 6 年度 5,083 万円と破格の援助及び、この度の伝統産業会館（別館）分の指定管理 6,455,000 円と、従前の備前焼陶友会への指定管理料 1,470,000 円実績との比較は、その差額甚大であり、地方自治法第 10 条 2 項違反（行政差別）が明らかである。
- 3、令和 6 年度予算の備前市美術館の指定管理料 630 万円は、共用開始前につき、不要であり違法支出である。

#### V、監査で求める事項

- 1、備前市文化芸術振興財団との指定管理基本協定の解約を求める。  
第 167 条の 2 地方自治法第二百三十四条第二項の規定による随意契約及び、自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の 1 号が定める、その他のもの 50 万円以下（業務委託、役務の提供）の拡大解釈であり、公正公平な選考でなく違法であるので、基本協定の解約を求める。
- 2、市は備前市文化芸術振興財団から、指定管理料 6,455,000 円返還を求める。

令和6年度新美術館別館（旧伝統産業会館）の指定管理料6,455,000円は、基本協定が違法であり、又前年度までの指定管理料1,470,000円と比べても、著しく高額で算出根拠が不明であることから、6,455,000円の返還を求める。

3、美術館及び美術館別館の指定管理の選定について、公募による再度選定の実施を求める。

備前焼陶友会、備前市芸術文化振興財団等、適切な団体へ公募による再度選定の実施を求める。

上記のとおり地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

## (2) 事実証明書

請求人が措置請求書に添えて提出した事実証明書は次のとおりである。

- 1 一般財団法人備前市文化芸術振興財団定款抜粋 一式
- 2 備前市美術館基本協定起案書及び基本協定書抜粋 一式
- 3 備前焼伝統産業会館施設の管理に関する令和3年度協定書 一枚
- 4 備前焼伝統産業会館施設の管理に関する令和4年度、令和5年度協定書 各一枚
- 5 備前焼伝統産業会館施設の管理に関する令和6年度協定書 一枚
- 6 令和5年度備前焼伝統産業会館指定管理料支払関係 一式
- 7 令和6年度備前焼伝統産業会館指定管理料支払関係 一式
- 8 備前焼伝統産業会館設置条例の一部を改正する条例の制定について（令和6年議案第66号） 一式
- 9 備前市美術館及び備前焼伝統産業会館指定管理者の指定について（令和6年議案第74号） 一式
- 10 令和6年7月1日予算決算審査委員会資料（指定管理料令和7年度、令和8年度） 一枚
- 11 美術館別館（伝統産業会館）指定管理辞退のお願い 一式  
（資料番号等については、請求人が記載したものを参考として監査委員が記載したものである。）

## 4 請求の要件審査

本件請求等の要件審査を行ったところ、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の要件を満たしているものと認め、令和7年5月9日付けで受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象部局

市長公室備前焼振興課及び備前市美術館

## 2 請求人の証拠の提出

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して新たな証拠の提出の機会を与えたところ、新たな証拠の提出はなかった。

## 3 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して令和7年5月22日に陳述の機会を与えたところ、請求人が出席し、請求趣旨について陳述を行った。その際、同条第8項の規定に基づき、監査対象部局の職員が立ち会った。

## 4 関係職員の陳述

令和7年5月22日に監査対象部局の職員から陳述の聴取を行った。その際、法第242条第8項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

## 5 請求の要旨

本件請求の内容、陳述及び提出された資料等から、請求人は、次のとおり主張している。

- (1) 備前市は、備前焼伝統産業会館の従前の指定管理者である協同組合岡山県備前焼陶友会（以下「備前焼陶友会」という。）を無視し、十分な協議や公正公平な選考を行うことなく、一般財団法人備前市文化芸術振興財団（以下「文化芸術振興財団」という。）を指定管理者に指定し、文化芸術振興財団と指定管理に係る基本協定（以下「基本協定」という。）を随意契約により締結したことは違法又は不当である。
- (2) 備前焼伝統産業会館の指定管理について、令和4年度及び令和5年度に備前焼陶友会に支払っていた指定管理料と、令和6年度に文化芸術振興財団に支払った指定管理料の差額が甚大であり、法第10条第2項違反である。
- (3) 供用開始前の備前市美術館に指定管理者制度を導入する必要はなく、指定管理料の支払いは違法支出である。
- (4) 市長の任期を超えた期間における基本協定の締結及び債務負担行為の予算計上は、越権行為であり無効である。

請求人は、請求の要旨（1）中、指定管理者の選考において十分な協議や公正公平な選考を行わずに、特定の団体を指定し、その団体と基本協定を随意契約により締結したことが違法又は不当であると主張し、それがため、現況の指定管理者との基本協定を解約し、適切な団体による指定管理者の公募を行い、再度、指定管理者の選考を行うことを求めているものであるから、請求人が住民監査請求の対象とする違法又は不当とする行為は、「指定管理者の選考方法」であると解する。

指定管理者制度は、公の施設の管理を指定管理者に行わせることにより、民間事業者が有するノウハウを活用して多様化する住民ニーズに効率的に対応し、これにより地方公共団体が自ら管理するよりも一層向上したサービスを住民が享受できるように

することを目的とする制度である。そして「指定管理者には、公の施設が本来の目的を達成できるようにするため、当該公の施設の使用許可処分等も含めた管理権限が委任されており、指定管理者の有する管理権限は、当該施設ないし附属設備の維持、修繕、使用関係の規制等、公の施設が本来の目的を達成させるために行われる管理一般に幅広く及ぶものである。したがって、指定管理者の指定自体は、公共用物設置の目的を達成するために行う行政管理的行為であって、当該公共用物の財産的価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為には当たらない」（大阪地裁平18（行ウ）第50号）とされている。

指定管理者の指定に係る「指定管理者の選考方法」は、非財務会計行為であるため、法第242条第1項の要件に該当しない。

そして、請求人は、指定管理者制度における基本協定の締結を随意契約とし、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号違反と主張しているが、基本協定の締結は、備前市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年備前市条例第256号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、議会の議決を経て指定された指定管理者が、市長等との間に協定を締結する手続上の行為であり、請求人が主張する施行令同条中の「随意契約」には当たらない。

請求人は、請求の要旨（4）において、市長の任期を超えてする基本協定の締結及び債務負担行為による予算計上は越権行為であり無効であると主張しているが、基本協定の締結は前述のとおり指定管理者の指定に係るものであり、債務負担行為は歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額に含まれているものを除き、将来にわたる債務を負担する行為のことであり、その行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない（法第214条）とされており、当該債務負担行為は予算を定めたにすぎず、このことは非財務会計行為であるため、法第242条第1項の要件に該当しない。

よって、請求人の主張する（1）及び（4）については却下し、監査の対象としないこととした。

## 6 監査対象事項

本件請求の内容、陳述、提出された資料等及び請求の要旨から総合的に判断して、次の事項を監査の対象とする。

- （1）備前焼伝統産業会館の指定管理料について、備前市が文化芸術振興財団に支払った指定管理料の算定・決定が違法又は不当であったか。
- （2）備前市美術館を供用開始する前の指定管理者制度導入の必要性について

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

請求の要旨及び監査対象事項に即しての主張事実について、監査の結果、次の事項を確認した。

(1) 備前焼伝統産業会館の指定管理者制度導入について

(ア) 備前焼伝統産業会館の概要

備前焼伝統産業会館は、備前焼制作技術の向上と計画的な後継者養成や歴史的資料の収集と作品の展示、周辺観光も含めた拠点づくりの施設整備を目的に、昭和61年着工、昭和62年に完成し、同年4月に開館している。

構造 鉄筋コンクリート造3階建（一部4階）

面積 延床面積1513.65㎡

場所 備前市伊部1657-7 JR伊部駅を併設

設置条例 備前市備前焼伝統産業会館設置条例（平成17年備前市条例第176号）

(イ) 備前焼伝統産業会館の指定管理者について

備前焼伝統産業会館は、平成17年度に指定管理者制度を導入し、平成18年度より実際の運用を開始している。

指定管理者の経緯等

平成18年度から平成20年度まで 指定管理者 備前焼陶友会

平成21年度から平成23年度まで //

平成24年度から平成26年度まで //

平成27年度から平成29年度まで //

平成30年度から令和2年度まで //

令和3年度から令和5年度まで //

令和6年4月1日から同年7月31日まで 指定なし

令和6年8月1日から令和9年3月31日まで 指定管理者 文化芸術振興財団

(ウ) 備前焼伝統産業会館の指定管理料の決定について

監査対象部局によると、指定管理料の決定は、直接規定している法令はないが、条例第2条に基づき、指定管理者の指定を受けようとするもの（以下「団体」という。）から「指定管理料の提案」が記載された「指定管理業務 事業計画書・収支計画書」（以下「事業計画書」という。）の提出を受け、条例第15条に基づく指定管理者候補者選定委員会の議を経て、条例第3条に基づき、市長等が指定管理者の候補者を選定する過程で、あわせて審議、決定されるとしている。

備前焼伝統産業会館の文化芸術振興財団の指定管理者及び指定管理料決定まで

令和6年5月15日 文化芸術振興財団から事業計画書が市に提出される

令和6年6月4日 指定管理者候補者選定委員会開催

令和6年6月11日 指定管理者の指定及び指定管理料の決定に係る市長決裁を受ける

(エ) 備前焼伝統産業会館の指定管理料の算定について

監査対象部局によると、指定管理料については、事業計画書に添付されている収支計画明細書から指定管理料以外の収入及び見込まれる支出を考慮したうえで、団体から提案された指定管理料の金額の合理性について審議を行い、最終的な決定を行うとしている。

指定管理料は、(ウ)のとおり、団体から提出された事業計画書に基づき決定されており、指定管理料の算定については、事業計画書を確認したところ、収支計画明細書の収入には、備前焼伝統産業会館の使用料収入のほか、貸店舗貸付料等その他事業収入が記載され、支出には、人件費のほか、施設管理費や光熱水費等が記載されており、収入と支出の差を指定管理料とする「指定管理料の提案」がなされており、その金額が指定管理料として算定されていた。

## (2) 備前市美術館の指定管理者制度導入について

### (ア) 備前市美術館の概要

備前市は、美術その他の文化芸術に関する市民の知識及び教養の向上を図るとともに、地域文化の振興に寄与するため、備前市美術館を建設している。

工事期間	令和5年12月23日から令和7年5月31日まで
総事業費	2,501,205,591円(税込)
開館予定日	令和7年7月12日(予定)

### (イ) 備前市美術館の供用開始前における指定管理者制度導入の必要性について

備前市美術館の供用開始前に指定管理者制度導入を必要とした理由について、監査対象部局は、備前市美術館は、「新規の美術館のため、ホームページの開設など、開館に向けた情報発信を行うとともに、開館後の事務用品の購入など、切れ目のない準備を行う必要がある。また、備前市美術館条例(令和6年備前市条例第23号)附則第2項においても、条例の施行日前に準備行為を行うことが認められている」としている。

備前市美術館の指定管理者の選定については、令和6年7月1日に備前市議会第3回定例会へ議案第74号「備前市美術館及び備前焼伝統産業会館の指定管理者の指定について」(以下「指定管理者を指定する議案」という。)として追加上程され、同日可決されている。

### (ウ) 備前市美術館の令和6年度指定管理料の支払いについて

支出負担行為日	令和6年8月1日
指定管理料	6,300,000円
支払日(前金払)	令和6年8月30日

## 2 監査委員の判断

以上、事実確認ができた事項を基に、請求人の主張する要旨について判断を行う。

(1) 備前焼伝統産業会館の指定管理料について、文化芸術振興財団に支払った指定管理料の算定・決定が違法又は不当であったか。

請求人は、備前焼伝統産業会館の指定管理料について、令和5年度まで指定管理者であった備前焼陶友会に支払われていた指定管理料と令和6年度に指定管理者となった文化芸術振興財団に支払われた指定管理料の金額の差が甚大であることは違法又は不当であると主張している。

備前焼陶友会及び文化芸術振興財団は、条例第4条に基づき、備前市が特に必要と認め、公募を行わず候補者として選定した者であり、備前市は候補者から指定管理料の提案を含む事業計画書の提出を受けたうえで指定管理者候補として選定し、条例第5条に基づき、議会の議決を経て指定が行われていることから、指定管理料の差は、指定管理者の指定という行政処分の結果生じているものであり、指定管理料に差が生じていることが直ちに違法又は不当であるとは言えない。

指定管理料の算定・決定については、第3監査の結果、1 事実関係の確認、(1) 備前焼伝統産業会館の指定管理者制度導入について、(ウ) 備前焼伝統産業会館の指定管理料の決定について、及び(エ) 備前焼伝統産業会館の指定管理料の算定についてのとおり、指定管理者それぞれの事業計画書を根拠とする指定管理料の提案に基づき決定されている。

事業計画書を確認したところ、収支計画明細書には、指定管理者の事業計画に基づく収入と支出の差が指定管理料として算定されており、市長等が指定管理者の候補者を選定する過程において指定管理料についても審議、決定されており、指定管理料の算定・決定に違法又は不当な点はない。

(2) 備前市美術館を供用開始する前の指定管理者制度導入の必要性について

請求人は、供用開始前の備前市美術館に指定管理は必要なく、指定管理料の支払いは違法支出であると主張している。

備前市美術館を供用開始する前の指定管理者制度導入の必要性については、第3監査の結果、1 事実関係の確認、(2) 備前市美術館の指定管理者制度導入について、(イ) 備前市美術館の供用開始前における指定管理者制度導入の必要性についてのとおり、備前市美術館の設置目的達成のため、開館前より、ホームページの開設など、開館に向けた情報発信を行うとともに、開館後の事務用品の購入など、切れ目のない準備を行う必要があるためとしており、その理由には妥当性があると認められる。また、備前市は、指定管理者を指定する議案の可決後、指定管理者に指定管理料を支払い、当該準備を行わせており、その事務手続きに違法又は不当な点はない。

以上のとおり、請求人の主張には理由がないと認められる。

## 第4 結 論

よって、指定管理者の選考方法や基本協定の締結、指定管理料を債務負担行為により予算計上したことについての請求は却下し、指定管理料の差等についての請求には理由がないので、監査委員の合議により、これを棄却する。